JAPAN 2×4 HOME BUILDERS ASSOCIATION
一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会

FAQ

特別会員制度についてよくあるご質問

Q：入会までどれぐらいの日数がかかりますか？

A：入会手続きの事務連絡は親事業者である一種正会員を経由して行うため、手続きにかかる日数は個別に異なります。めやすは以下をご参考にしてください。

＜手続きの流れ＞

入会申請	親事業者が必要書類をまとめて協会に郵送し、申請する。
↓	
入会承認	申請到着後、協会にて確認・入会承認を行う（２週間程度）
↓	
会費請求	入会承認後、協会から親事業者にメールで承認連絡と会費請求を行う。
↓	
会員証発行	会費納入確認後、協会から親事業者に会員証を送付する。 親事業者から特別会員に会員証を送付する。

Q：専門工事業者も加入できますか？

A：はい。当協会の一種正会員の請負工事に携わる協力事業者様なら、内外装工事、鉄筋工事、電気配線工事など業種を問いません。

Q：協会の会員ならそのまま特別会員制度を使わずに、特定技能外国人の受入れができると聞きましたが――？

A：はい。当協会は（一社）建設技能人材機構（以下、JAC）に正会員団体として加盟しているため、一種正会員、二種正会員、三種正会員、賛助会員の会員企業は、個別に JAC の賛助会員にならなくても特定技能外国人を受け入れることができます。国土交通省への申請へは入会時に発行した会員証をお使いください。

Q：協会の二種正会員の建方工事を請け負っています。特別会員になれますか？

A：特別会員制度は一種正会員の協力事業者向けの制度のため、二種正会員の協力事業者は対象外となります。

Q：入会金、支部会費はかかりますか？

A：かかりません。

Q：元請会社が協会の一種正会員かどうかわかりません。どうしたらよいでしょうか？

A：元請会社様に直接ご確認ください。なお、協会ホームページの会員検索でもお調べいただけます。（業種検索欄で「ツーバイフォー建築物を建築・供給する会社等」を指定して検索）

Q：元請会社から「推薦はするが、事務的な窓口はできない」といわれたのですが・・・。

A：特別会員制度は親事業者を経由する事務手続きを前提とした制度なので、この場合はご入会手続きを進めることができません。

Q：特別会員の場合、会員限定の講習会は受けられないと聞いたのですが・・・。

A：特別会員制度は、特定技能外国人の受入れに対象を限定しているため、通常の会員に提供しているサービスはご利用いただけません。協会の正会員になることもご検討ください。

Q：協会の会員になるにはどうしたらよいですか？

A：協会ホームページの「入会のご案内」をご覧いただき、事業内容に即した会員種類で入会手続きをとる必要があります。当協会はツーバイフォー工法の普及・発展を目的とする事業者団体のため、特定技能外国人の受入れだけを目的にした入会申請は、審査に通らない可能性がありますのでご注意ください。

Q：ツーバイフォーの請負工事をしています。一種正会員として入会するのと、特別会員として入会するのはどちらがいいですか？

A：講習会受講や情報入手をはじめ協会の会員サービスを希望される場合には、一種正会員としての加入をおすすめします。「会員のメリット」をご覧ください。特定技能外国人の受入れだけを目的とされる場合には特別会員のほうが会費は低く抑えられます。

Q：会員資格は自動更新ですか？

A：特別会員の資格継続には１年毎の更新が必要です。更新時には特定技能外国人の受入れ状況の報告も義務付けています。

Q：特定技能外国人の受入れ準備に時間がかかり、会員資格の更新時期に雇用が間に合いません。どうしたらよいですか。

A：更新時期に雇用実態がない場合でも、今後受入れを予定されている場合には更新手続きが必要です。

Q：推薦した親事業者が協会を退会した場合にはどうなりますか？

A：特別会員資格は喪失します。